

第 1 部

総 則

● ● ● 第 1 章 環境問題の動向 ● ● ●

第 1 節 最近の国際社会と国の動き

現在、私たちは、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題から、廃棄物の不法投棄や自然破壊、大気・水・土壌環境の汚染などの身近な環境問題に至るまで、様々な環境問題に直面しています。これらの問題は、時として複雑に絡み合い、また私たち自身の日常生活や通常の事業活動が原因となって引き起こされているものもあります。

こうした問題を解決するためには、対症療法的な対策では不十分であり、私たちが前提としてきた経済や社会のあり方そのものを見直し、環境と経済、社会が一体となって発展していく「社会のしくみづくり」を進めていかなければなりません。

既に世界は、「環境の世紀」へと歩みつつあり、我が国としても環境先進国としての経験や技術、政策提言への期待に応える世界のモデルとなる「環境の国づくり」を進めていくことが必要となっています。

このため、国では、「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月1日閣議決定）に基づき、「低炭素社会」、「自然共生社会」及び「循環型社会」の構築に向けた統合的な取組を、世界から地域まで広い視野の下に展開していくこととしています。

地球という大きな生態系の一部として、自然と共生し、人間社会における炭素も含めた物質循環を健全なものとし、健やかで豊かな生活を確保する持続可能な社会経済システムの構築に向けた本格的な取組が始まっています。

1 地球温暖化問題

地球温暖化は、主に人間の活動によって石油などの化石燃料の大量使用などで、地球の大気の温室効果が進み、気温が上昇することで、2007年(平成19年)の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）報告によると、過去100年の間に、地球の平均気温は0.74℃上昇し、最近50年間の気温上昇の傾向は、過去100年の2倍に相当します。

このような気温の上昇により、氷河の後退や永久凍土の融解が発生し、気候が変化して、生態系等にも既に影響が現れてきています。また、今後21世紀中には平均気温が1.1～6.4℃、海面は18～59cm上昇すると予想されており、砂漠化の進行や氷原・氷床の減少などの直接的な影響の他、食糧生産、海岸の侵食、生物種の減少などにも一層深刻な影響が出てくるものと予想されています。

この問題の解決のために、国際的な取組として、1997年(平成9年)12月に先進国の温室効果ガスの削減を法的拘束力を持つものとして約束する京都議定書が「気候変動枠組条約第3回締約国会議」において採択され、2005年(平成17年)2月に発効しました。同年4月には、我が国の京都議定書での温室効果ガス6%削減約束達成に向けた対策・施策を取りまとめた「京都議定書目標達成計画」を策定し(2008年3月改定)、二酸化炭素など温室効果ガスご

との排出削減や、森林吸収源、京都メカニズム、国民運動（チーム・マイナス6%）の展開など各種対策・施策を推進しています。

2008年（平成20年）は、京都議定書の第一約束期間（2008年（平成20年）から2012年（平成24年））が始まりました。また、7月7日から北海道洞爺湖サミットが開催され、環境・気候変動についてG8首脳による議論が行われ、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%削減を達成する目標を、UNFCCC（国連気候変動枠組条約）のすべての締約国と共有し、採択することを求めることで合意しました。

また、2009年には、2020年の日本における温室効果ガスを、1990年比で25%削減とする中期目標を表明しました。

しかし、2008年度（平成20年度）の温室効果ガス排出量は、基準年（1990年）に比べ1.6%増加していることから、地球温暖化問題へのさらなる取組を図っていく必要があります。

2 廃棄物・リサイクル対策

大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動・ライフスタイルを見直し、循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとして、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が施行されるとともに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」も改正公布され、平成13年5月には、新たに廃棄物の排出抑制・減量化に関する目標などを盛り込んだ「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成22年12月改正）」が、また、平成15年3月には、循環型社会形成のための基本方針や総合的・計画的に講ずべき施策を定めた「循環型社会形成推進基本計画」が策定されました（平成20年3月、第二次計画策定）。

さらに、平成12年5月には、エコマーク製品等環境負荷の少ない製品の利用を促進するため、「グリーン購入法」が制定されるとともに、同年6月には、「再生資源利用促進法」が従来の廃棄物のリサイクル（再生利用）を中心とした施策に、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を加えた施策を推進するため改正され、法律名も「資源有効利用促進法」に改められました。

個別製品を対象にした法律については、「容器包装リサイクル法」が対象品目を10品目に拡大して平成12年4月から完全施行されるとともに、平成13年4月に「家電リサイクル法」が、平成13年5月に「食品リサイクル法」が、平成14年5月に「建設リサイクル法」が、平成17年1月に「自動車リサイクル法」が施行されるなど、循環型社会の形成に向けて体系的な法整備が進められています。

また、廃棄物処理法については、平成17年5月に、大規模不法投棄等廃棄物の不適正処理に対する対応を強化するとともに、より適切な事務処理体制を確立するため、産業廃棄物管理票制度の強化等の措置を講ずる一部改正法が公布されたほか、平成18年2月には、アスベスト廃棄物等の円滑かつ安全な処理を促進するため、無害化処理認定制度を新設することを内容とする一部改正法が成立しています。

3 化学物質等の環境リスク対策

ダイオキシン類による環境汚染の防止や国民の健康の保護を図ることを目的として、平成12年1月、「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、耐容一日摂取量や、大気、水質、底質及び土壌の環境基準を設定するとともに、規制対象となる廃棄物焼却炉などの特定施設の排出ガス、排水についての排出基準が定められました。

また、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に

防止するため「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法（P R T R 法））が平成12年3月から施行され、同法に基づくP R T R 制度により、対象事業者による化学物質の排出量、移動量の届出が平成14年度から開始されています。その後、平成20年11月に同法施行令が改正され、対象業種に医療業が追加されるとともに対象物質の見直しが行われました。

P C B については、平成13年6月に「P C B 特別措置法」の制定及び「環境事業団法」の改正がなされ、P C B 廃棄物処理に向けた枠組みが作られました。

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）については、その有害性等未解明な点が多いため、基本的な考え方、今後進めていくべき具体的な対応方針として「環境ホルモン戦略計画S P E E D ’ 98」が平成10年5月（平成12年11月改訂）に公表され、実態把握やメカニズムの解明が進められてきました。また、平成17年3月に公表された「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について－ExTEND2005－」に続き、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－ExTEND2010－」が公表されており、今後は、この対応方針に基づき調査研究等を進めることとされています。

平成17年6月にアスベストによる健康被害が社会問題化したことから、国においてはアスベスト問題に係る総合対策が示され、それに基づき労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法等の関係法令が改正されました。

また、平成18年3月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、アスベストによる健康被害者の救済が進められています。

4 生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理

種の絶滅の主な原因としては、種の移入、生息・生育地の減少、狩猟と意図的な根絶等が考えられます。このため「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」や生物多様性の保全と持続可能な利用を図るための「生物の多様性に関する条約」など国際的な取組が進められています。

平成20年6月には、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「生物多様性基本法」が公布されました。

これを受けて国は、自然と共生することを通して恵み豊かな生物多様性をはぐくむ「いきものにぎわいの国づくり」を目指した「生物多様性国家戦略2010」を平成22年3月に策定し、生物多様性の問題点に対応する具体的施策を示しています。

また、平成22年10月、名古屋において179の締約国等の参加のもと生物多様性条約第10回締約国会議（C O P 10）が開催され、遺伝資源の取得や利益配分のルールを定めた名古屋議定書や、生物多様性保全目標である愛知目標等が採択されました。

さらに、野生動植物については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく各種施策やレッドリストの改訂等により野生動植物の保護が進められています。

平成14年7月には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るため、「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律」が全面的に見直され「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が制定されました。

平成15年1月には自然再生推進法が施行され、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復する自然再生事業を推進しています。

また、平成17年6月から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行され、侵略的な外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼育、栽培、輸入等を規制し、必要に応じ防除を行うことにより、生態系等に係る被害を防止することとしています。